

福岡県公報

平成二十三年三月十六日
第三千二百三十一号
増刊
①

目次

訓令(第三号)

福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令

(人事課) …………… 一

訓令

福岡県訓令第3号

本庁

出先機関

福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令

福岡県臨時職員規程(昭和三十五年七月福岡県訓令第39号)の一部を次のように

改正する。

別表を次のように改める。

別表(第十一条関係)

種類	事由	期間
休暇の種類	職員の心身の疲労回復等(事由を限定しない)	任用期間三十日につき一日(任用期間が六月を超え十月未満の場合)は、十日
年次休暇	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないときと認められるとき。	必要と認められる期間

有給休暇	
病欠休暇	特別休暇
職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。
職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	職員が、地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合
一の前において任用期間が百五十日超の場合にあっては十日、任用期間が百二十日までの場合にあっては七日、任用期間が九十日までの場合にあっては五日、任用期間が六十日までの場合にあっては三日、任用期間が三十日までの場合にあっては一日の範囲内の期間	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
必要と認められる期間	必要と認められる期間
	職員(一)の年の七月から九月までの期間内における任用期間が三十日以上者に限る。(一)が夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合
	職員(一)の年の七月から九月までの期間内における任用期間が百五十日超の場合にあっては十日、任用期間が百二十日までの場合にあっては七日、任用期間が九十日までの場合にあっては五日、任用期間が六十日までの場合にあっては三日、任用期間が三十日までの場合にあっては一日の範囲内の期間
	親族に及びこの表の附表に定める日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合)にあっては、往復に要する日数を加えた日数(一)の範囲内の期間
	必要と認められる期間

無 給 休 暇	
介護休暇	特 別 休 暇
<p>職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>職員が、その養育する中学校就学の始期に達するまでの子（当該職員の配偶者の子を含む。以下同じ。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話を行うこと又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>職員が要介護者の介護、通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>
<p>要介護者の各々が介護を必要とする一継続する状態に、連続する三月の期間内において必要と認められる期間</p>	<p>必要と認められる期間</p> <p>一 一日二回それぞれ三十分以内の期間</p> <p>必要と認められる期間</p> <p>一 一年において五日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、十日）の範囲内の期間</p> <p>一 一年において五日（要介護者が二人以上の場合にあっては、十日）の範囲内の期間</p>

備考

一 期間の算定において、十日未満の間に再雇用された者の任用期間は、両期間を通算する（日を月に換算するに当たっては、三十日をもって一月とする。）。

二 この表中「要介護者」とは、次に掲げる者（2に掲げる者については、職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。

1 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子及び配偶者の父母

2 祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子

附表

親 族	日 数
配偶者	七日
父母	七日
子	五日
祖父母	三日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、七日）
孫	一日
兄弟姉妹	三日
おじ又はおば	一日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、七日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	三日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、七日）
子の配偶者又は配偶者の子	一日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、五日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	一日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、三日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	一日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、三日）

おじ又はおばの配偶者
及び配偶者のおじ又は
おば

一日

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。